



第4期郡山市教育振興基本計画審議会

第2回審議会を開催します

～次の100年のウェルビーイングな教育の実現に向けて



2024年11月12日

郡山市教育委員会

教育総務部総務課

課長 渡辺 啓一

ターゲット 4.1 TEL: 924-2428

SDGs ターゲット 4.1 「質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」

令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする、第4期郡山市教育振興基本計画の策定に向け、第2回審議会を開催します。

- 1 日時 11月18日(月) 午後1時30分
- 2 会場 市役所5-1-1会議室(西庁舎5階)
- 3 出席者 別紙1のとおり
- 4 審議事項 ①第4期郡山市教育振興基本計画案について
②答申案について

※ 会議の写真及び動画撮影につきましては、議事に入る前までとさせていただきます。その他傍聴に関する事項は、別紙2のとおりです。

<郡山市教育振興基本計画審議会>

教育基本法第17条の2及び郡山市教育振興基本計画審議会条例第1条の規定に基づき設置しており、「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定する「郡山市教育振興基本計画」について郡山市教育委員会が諮問を行う審議会です。

<これまでの経過>

令和5年9月4日(月)～28日(木)	第4期郡山市教育振興基本計画策定に係る市民意識調査
令和6年7月1日(月)	第1回審議会と「教育とウェルビーイング」ウェビナー
令和6年7月31日(水)	郡山ユースワークショップ(中学生ワークショップと提言)
令和6年8月8日(木)・9日(金)	第1回専門分科会
令和6年9月17日(火)・18日(水)	第2回専門分科会
令和6年10月28日(月)・29日(火)	第3回専門分科会
令和6年11月7日(木)・8日(金)	第4回専門分科会

<今後のスケジュール>

令和6年11月19日(火)	郡山市教育振興基本計画審議会からの答申
令和6年12月中旬～令和7年1月中旬	パブリックコメント
令和7年4月	第4期郡山市教育振興基本計画のスタート

<ウェルビーイングとは>

「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。」とされています。[国の第4期教育振興基本計画より(令和5年6月閣議決定)]



2024(令和6)年 郡山市は市制施行100周年!!

ひらけ 未来へ こおりやま

郡山市教育振興基本計画審議会委員名簿

(敬称略)

No.	役職名	氏名	主な役職等	分科会
1	審議会 会長	なかた 中田 スウラ	放送大学福島学習センター所長	第2分科会 (生涯学習)
2	審議会 副会長	むなかた 宗形 じゅんこ 潤子	福島大学大学院教職実践研究科長	第1分科会 (学校教育)
3	第1分科会 会長	なんば 難波 かずき 和生	郡山市小学校長会副会長 郡山市立芳山小学校長	第1分科会 (学校教育)
4	第2分科会 会長	つむらや 圓谷 まるみ 円	郡山市行政相談委員 学校法人吉野学園わかば幼稚園 学校心理士	第2分科会 (生涯学習)
5		あべ 阿部 みつひろ 光浩	私立幼稚園・認定こども園連合会会長 学校法人小原田学園理事長	第1分科会 (学校教育)
6		たかはし 高橋 のぶお 信男	郡山市PTA連合会副会長 郡山市立芳山小学校PTA会長	
7		たけむら 武村 よう 陽	郡山市いじめ問題対策連絡協議会 委員 福島県弁護士会子どもの権利に関する委員会 人権 救済部会長	
8		たんじ 丹治 ゆうき 勇喜	株式会社エフコム R&D戦略室室長	
9		はしもと 橋本 つとむ 勉	福島県特別支援教育センター企画事業部長	
10		わたなべ 渡辺 むねとも 宗朋	尚志高等学校副校長	
11		こくぶん 國分 まりこ 球子	NPO 法人民俗芸能を継承するふくしまの会事務局長	第2分科会 (生涯学習)
12		すずき 鈴木 たかし 隆	郡山市家庭教育を支援する会会長	
13		すずき 鈴木 ゆか 由佳	お片づけ時短コンサルタント シニアのお片づけコンサルタント	
14		はこぎき 箱崎 あやこ 文子	ユースカレッジ木曜クラブ	
15		り 李 りーやん 莉岩	福島県国際交流協会理事	

傍聴要領

郡山市教育振興基本計画審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場の受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を受けたいうえで、係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議の開催予定時刻前であっても定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たっての守るべき事項

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を守って下さい。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (4) 談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が、上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。